

地方自治体のための環境法令改正情報（3月分）

※この情報は、「[対象環境法一覧表](#)」に掲載されている法令のうち、官報で公布された内容に基づき、地方自治体の EMS 運用に関連があると思われる改正事項を抜粋しています（条例は含みません）。

1. 大気汚染防止法関連

| 大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令（環境省令第4号） | | | |
|---------------------------------|---|-----|-----|
| 公布日 | 令和4年3月3日 | 施行日 | 公布日 |
| 概要 | <p>(1) 大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号。以下「施行規則」という。）第2条中「一の項」が「二の項」に改正された。</p> <p>(2) 施行規則様式第3の6別紙1中の伝熱面積欄が削除された。</p> <p>(3) 大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（令和2年環境省令第25号。以下「整備省令」という。）で新設される施行規則第16条の11第2項各号において列挙されている解体等工事に係る調査結果の報告事項に、特定粉じん排出等作業の開始時期が追加された。</p> <p>(4) (3)の改正に伴い、整備省令で新設される事前調査結果報告書の様式の記載事項に、特定粉じん排出等作業の開始時期等が追加された。</p> <p>(5) 整備省令で改正される事前調査結果報告書の様式等について、備考欄の所要の改正が行われた。</p> | | |
| 関連情報 | 環境省（報道発表） https://www.env.go.jp/press/110677.html | | |

2. グリーン購入法関連

| 環境物品等の調達に関する基本方針の変更について（環境省告示第37号） | | | |
|------------------------------------|--|-----|---|
| 公布日 | 令和4年3月29日 | 施行日 | - |
| 概要 | <p>「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」が変更され、3品目（テープ印字機等用カセット、テープ印字機等用テープ、給水栓）の新規追加とともに、59品目において、地球温暖化防止に係る基準やプラスチックに係る基準などについて判断基準の見直しが行われた。</p> | | |
| 関連情報 | 環境省（報道発表） https://www.env.go.jp/press/110472.html | | |

3. 環境配慮契約法関連

| | | | |
|---|--|-----|---|
| 国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針の変更について（環境省告示第 38 号） | | | |
| 公布日 | 令和 4 年 3 月 2 9 日 | 施行日 | - |
| 概要 | 基本方針の基本的方向に、2050 年カーボンニュートラル宣言及び 2030 年度温室効果ガス削減目標等の反映などが行われた。 | | |
| 関連情報 | 環境省（報道発表） https://www.env.go.jp/press/110581.html | | |

4. 水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法関連

| | | | |
|---|--|-----|----------------|
| ① 瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令（環境省令第 13 号） ② 瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第 161 号） ③ 瀬戸内海環境保全特別措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（政令第 162 号） | | | |
| 公布日 | 令和 4 年 3 月 31 日 | 施行日 | 令和 4 年 4 月 1 日 |
| 概要 | 瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 59 号、令和 3 年 6 月 9 日公布）に基づき、瀬戸内海環境保全特別措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令について、必要な事項につき所要の改正が行われた。 <改正概要> 1. 化学的酸素要求量に係る指定水域及び指定地域の追加指定 2. 指定地域とする区域の更新 3. 改正法に伴う条ずれに係る規定の整備等 | | |
| 関連情報 | 環境省（報道発表） https://www.env.go.jp/press/110701.html | | |

5. 化管法関連

| | | | |
|---|--|--|--|
| ① 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 1 号） ② 指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令の一部を改正する省令（経済産業省令第 35 号） | | | |
|---|--|--|--|

| | | | |
|-------------|---|------------|--------------------------|
| 公布日 | 令和4年3月31日 | 施行日 | ①令和5年4月1日（一部公布日） ②公布日 |
| 概要 | <p>① 令和3年10月に公布された特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令による対象物質の見直し等に伴い、以下の施行規則の改正が行われた。</p> <p>(ア) 下水道法改正に伴う改正（施行規則第4条関係）</p> <p>(イ) 特別要件施設において把握すべき事項の追加（施行規則第4条関係）</p> <p>(ウ) 対応化学物質分類名の付与（施行規則別表関係）</p> <p>(エ) 第一種指定化学物質排出量等届出様式の変更（施行規則様式第1関係）</p> <p>(オ) 電子情報処理組織使用届出様式の変更（施行規則様式第4関係）</p> <p>(カ) 電子届出の届出期間の延長（施行規則附則関係）</p> <p>② 昨今のデジタル化の進展を踏まえ、情報の提供方法等の見直しが行われた。</p> | | |
| 関連情報 | <p>① 環境省（報道資料発表） https://www.env.go.jp/press/110850.html</p> <p>② 経済産業省 HP https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/5_2.html</p> | | |

6. 温対法関連

| | | | |
|--|---|------------|----------|
| <p>① 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令及び地球温暖化対策の推進に関する法律第22条第3項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第1号）</p> <p>② 調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件（経済産業省・環境省告示第3号）</p> <p>③ 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第1条第7号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量を定める件（経済産業省・環境省告示第4号）</p> <p>④ 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令（農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）</p> | | | |
| 公布日 | 令和4年3月31日 | 施行日 | 令和4年4月1日 |
| 概要 | <p>① 特定排出者が非化石証書を購入した場合、その二酸化炭素削減相当量（以下「非化石電源二酸化炭素削減相当量」という。）についての定義規定が設けられた。また非化石電源二酸化炭素削減相当量について、特定排出者の報告・説明事項とし、様式1の記入欄を新たに設けた。その他、磁気ディスクによる報告等の方法を定めた規定及び様式第3が削除されるなど様式について、所</p> | | |

| | |
|--------------------|---|
| | <p>要の改正と改正に伴う条ずれの対応が行われた。改正後の規定は、令和4年度の報告から適用することとなった。</p> <p>② 調整後温室効果ガス排出量の算定において控除可能な量の一つとして、「非化石電源二酸化炭素削減相当量」が追加された。その上で「非化石電源二酸化炭素削減相当量」による調整後温室効果ガス排出量の控除の上限量を電気由来CO₂排出量と定め、令和4年度の報告から適用することとなった。</p> <p>③ 「非化石電源二酸化炭素削減相当量」は、『非化石証書によって非化石電源としての価値を証された電気の量に全国平均係数及び補正率を乗じて得られる二酸化炭素の量』とし、令和4年度の報告から適用することとなった。</p> <p>④ 令和4年4月1日に、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、規定に基づき以下の内容について制定が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域脱炭素化促進施設の定義 (2) 地域脱炭素化促進事業計画の認定の申請 (3) 地域脱炭素化促進事業計画の記載事項 (4) 地域脱炭素化促進事業計画の認定基準 (5) 地域脱炭素化促進事業計画の認定の公表事項 (6) 地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定の申請 (7) 地域脱炭素化促進事業計画の軽微な変更 |
| <p>関連情報</p> | <p>①～③環境省（パブリックコメント） https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&Mode=0&bMode=1&bScreen=Pcm1040&id=195210076</p> <p>④環境省（パブリックコメント） https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&Mode=0&bMode=1&bScreen=Pcm1040&id=195210065</p> |

7. その他改正情報

| 名 称 | 公 布 日 |
|--|------------------|
| <p>消防法施行規則第4条の4第5項に規定する防災表示登録表示者の公示に関する件（消防庁告示第1号）</p> | <p>令和4年3月15日</p> |
| <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の4第1項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境省告示第30号）</p> | <p>令和4年3月17日</p> |
| <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の4第1項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件（環境省告示第31号）</p> | <p>令和4年3月18日</p> |
| <p>消防法第21条の4第2項の規定により検定対象機械器具等について型式承認をした件（総務省告知第78号）</p> | <p>令和4年3月23日</p> |
| <p>土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（環境省令第6号）</p> | <p>令和4年3月24日</p> |

| 名 称 | 公 布 日 |
|--|-----------|
| 汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令（環境省令第7号） | 令和4年3月24日 |
| 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第2条第4項の法人を定める政令の一部を改正する政令（政令第124号） | 令和4年3月30日 |
| 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省令第1号） | 令和4年3月31日 |
| 地球温暖化対策の推進に関する法律第64条第4項の規定により地方農政局長に委任する権限を定める省令（農林水産省令第30号） | 令和4年3月31日 |
| 特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部を改正する省令（経済産業省・環境省令第2号） | 令和4年3月31日 |
| 温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令の一部を改正する省令（経済産業省・環境省令第3号） | 令和4年3月31日 |
| 地球温暖化対策の推進に関する法律第64条第四項の規定により地方整備局長及び北海道開発局長に委任する権限を定める省令（国土交通省令第38号） | 令和4年3月31日 |
| 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準の一部を改正する告示（経産省告示第81号） | 令和4年3月31日 |
| 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示（経済産業省告示第82号） | 令和4年3月31日 |
| 事業者が自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組に係る報告の様式の全部を改正する告示（経済産業省告示第83号） | 令和4年3月31日 |
| 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法の一部を改正する告示（経済産業省告示第84号） | 令和4年3月31日 |
| 特定事業者責任比率の一部を改正する件（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第1号） | 令和4年3月31日 |
| 再商品化義務総量の一部を改正する件（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第2号） | 令和4年3月31日 |
| 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第2項第1号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第3号） | 令和4年3月31日 |
| 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第2項第2号イに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第4号） | 令和4年3月31日 |
| 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第2項第2号ロに規定する主務大臣が定める率の一部を改正する件（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第5号） | 令和4年3月31日 |
| 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第11条第2項第2号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件（財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第6号） | 令和4年3月31日 |

| 名 称 | 公 布 日 |
|---|-----------------|
| 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第 13 条第 2 項第 3 号に規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件 (財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第 7 号) | 令和 4 年 3 月 31 日 |
| 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第 2 条第 6 項の規定に基づき主務大臣が指定する保管施設を指定した件 (財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第 8 号) | 令和 4 年 3 月 31 日 |
| 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 2 条第 2 項各号又は第 3 項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第 5 項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件 (厚生労働省・経済産業省・環境省告示第 1 号) | 令和 4 年 3 月 31 日 |
| 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 11 条の規定に基づき優先評価化学物質の指定を取り消した件 (厚生労働省・経済産業省・環境省告示第 2 号) | 令和 4 年 3 月 31 日 |
| 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第 12 条第 2 項第 2 号二に規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件 (経済産業省・環境省告示第 5 号) | 令和 4 年 3 月 31 日 |
| 汚染廃棄物対策地域及び除染特別地域の指定を解除する件 (環境省告示第 44 号) | 令和 4 年 3 月 31 日 |
| 汚染状況重点調査地域の指定を解除する件 (環境省告示第 45 号) | 令和 4 年 3 月 31 日 |
| 消防法施行令の一部を改正する政令 (政令第 134 号) | 令和 4 年 3 月 31 日 |
| 消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令 (総務省令第 28 号) | 令和 4 年 3 月 31 日 |

(令和 4 年 4 月 大谷)

株式会社 知識経営研究所 (担当者：二上、大谷、山田)

〒106-0045 東京都港区麻布十番 2-11-5 麻布新和ビル 4F

TEL: 03-5442-8421 FAX: 03-5442-8422 e-mail : info@kmri.co.jp